

亀山市販売促進事業者支援 亀山エールチケット事業のご案内

市では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞している市内経済を事業者支援により循環させるため、市が発行する『亀山エールチケット』を活用して販売促進に取り組む市内事業者の皆さんを対象に、支援金を交付します。

1 支援金の額

20万円

※支援金とともに、6,000円分(500円×12枚つづり)を5,000円で販売するプレミアム率20%の『亀山エールチケット』を200冊配布します。

2 対象者

販売促進に取り組む市内に本店、支店又は営業所を有する事業者

■対象とならない事業者

- ・スーパーマーケット
- ・ドラッグストア
- ・量販店（電化製品・酒）
- ・ホームセンター
- ・病院
- ・調剤薬局等

※1事業者につき、申請は1回限りとします。

3 販売促進の取組

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分講じた上で、販売促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ①市が支給する『亀山エールチケット』に店名を記入し、1冊6,000円分（額面500円×12枚つづり）を5,000円で販売する。
- ②チケットの販売期間は、令和3年12月15日（水）から令和4年3月15日（火）までとする。
- ③チケットの使用期間は、令和3年12月15日（水）から令和4年3月31日（木）までとする。

4 申請期間

令和3年11月15日（月）から令和3年12月14日（火）まで

※ 先着順とし、300店舗に達した場合は、期間内であっても受付を終了します。

※ 申請期限（令和3年12月14日消印有効）を過ぎて提出された申請書または書類に不備がある申請書は受付ができませんので、ご注意ください。

※ 申請書には必ず日中に連絡が取れる連絡先をご記入ください。

※ 市広報12月16日号への店舗一覧折込は、11月30日申請分までとします。

5 申請書類

「亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金交付申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

※申請書等は市及び商工会議所のホームページからダウンロードできます。

【提出書類】

- ① 亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金交付申請書
- ② 誓約書
- ③ 支援金の振込先口座の通帳の写し

【法人】法人名義又は法人の代表者名義の口座 【個人事業者】申請者本人名義の口座

- ④ 市内で販売促進を行う店舗等の所在地が確認できる書類の写し

【法人】直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式

【個人事業者】直近の確定申告書または市民税・県民税申告書に添付する収支内訳書

※その他登記事項証明書・営業許可証の写しも可

6 申請方法

郵送による提出とします。窓口での受付は行っていませんのでご注意ください。

※ 令和3年12月14日（火）消印有効とします。

※ 簡易書留郵便等の配達確認ができる郵送方法をお勧めします。

※ 封筒裏面には、差出人の住所および氏名等を必ず記載してください。

7 問合せ・送付先

亀山市 産業建設部 産業振興課 商工業・地域交通グループ

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

TEL 0595-84-5049（平日：8時30分～17時15分）



ご注意ください！



- 本事業は、これまでのプレミアム商品券とは異なり、事業に参加した事業者自らが『亀山エールチケット』を消費者の皆様に販売し、ご使用いただく仕組みです。
- 販売促進に取り組んでいただくため、プレミアム相当額 20 万円 (1,000 円分×200 冊) とチケットを事前に支給します。これまでのように事後に金融機関で換金する必要はありません。また、精算(返金)の必要もありません。

項目	エールチケット	プレミアム付商品券
購入引換券	なし	あり（全世帯に送付）
購入方法	店舗で直接購入（営業時間内）	金融機関で購入（平日 15 時まで）
使用方法	購入した店舗でのみ使用可能	登録された全店舗で使用可能
換金	なし(事前にプレミアム相当額を支給)	金融機関で後日換金